

2023年度名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程総合法政専攻
研究者養成コース・応用法政コース [共通一般選抜] 入学試験問題

試験科目

民法

以下の問1と問2の両方に解答しなさい。

問1

Aは精神疾患を患って長期入院をしていた。もともと、Aは後見、保佐、補助開始等の審判は何ら受けていない。Aの妻Bは、Aの所有する土地甲の売却について代理権を与えられていなかったが、Aの実印を勝手に使用するなどして委任状と売買契約書を偽造し、Aの代理人として土地甲をCに売却し所有権移転登記をした。他方でCは、Bに甲の売却について代理権がないことを知らなかった。その後Bが死亡したことにより、A及びAB間の子DがBを相続した。さらにその後、Aが死亡したことにより、DがAを相続した。

Dは、土地甲の所有権に基づいてCに対して登記抹消手続を請求した。この請求が認められるかどうかについて、考えられるCの反論も踏まえつつ、論じなさい。

問2

Aは自己所有の土地甲をBに売却した。その際、契約締結時にBが代金の半分を支払い、1か月後にAが登記を移転するとともにBは残代金を支払う旨が合意された。契約締結時にBは代金の半分を支払い、その1か月後にAはBへの所有権移転登記を行った。ところが、資金を工面できなかったBは残りの代金を支払わなかった。そのため、Aは履行を催告したうえで本件売買契約を解除した（この解除は有効に行われたものとする）。自己の経営する会社の資金繰りにも困っていたBは、Aが本件売買契約を解除した後に、土地甲をCに転売して所有権移転登記を行い、Cから代金の支払いを受けた。

Aは、土地甲の所有権に基づいてCに対して登記抹消手続を請求した。この請求が認められるかどうかについて、必要であれば場合分けをしつつ論じなさい。

2023年度名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程総合法政専攻
研究者養成コース・応用法政コース [共通一般選抜] 入学試験問題

試験科目	商法
<p>自らの研究テーマおよび問題関心にもとづいて、次の問題のうち1つを選んで解答せよ。複数の問題に解答した場合は、問題番号が最も小さい問題の点数を試験の成績とする。</p> <p>問1 日本の会社法の分野における裁判例で用いられている「主要目的ルール」について、(1) どのような問題に使われるもので、(2) 裁判例がどのように定式化し、(3) 具体的にどのような考慮要素にもとづいて判断を行っているのかについて説明した上で、(4) その問題点について具体的に述べよ。</p> <p>問2 取締役（または執行役。以下、執行役については省略）と会社または株主の利益が対立する場面における取締役の判断についての日本の裁判例（取締役の任務懈怠責任が問題になる場面の裁判例に限る）の傾向を説明せよ。その際、(1) 競業取引および利益相反取引について言及した上で、これら以外の行為を少なくとも2つとりあげ、(2) 経営判断原則との関係について明示的に説明せよ。</p> <p>問3 上場している監査役会設置会社を前提に、監査役と会計監査人はどのように連携すべきかについて、法令に加えてコーポレート・ガバナンスコード等のソフトローも踏まえて説明せよ。</p>	

2023年度名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程総合法政専攻
研究者養成コース・応用法政コース [共通一般選抜] 入学試験問題

試験科目

社会保障法

※ 以下の問いの全てに解答しなさい。

※ 解答の順序は問いません。解答の始めに問題番号を明記すること。

問1

労働者災害補償保険制度における業務起因性および業務遂行性の意義について説明しなさい。

問2

X (60歳) は、Y市内に親から相続した自宅建物および土地を所有しており、そこに単身で居住している。Xの自宅はY市の中心部に位置し、建物と土地の評価額の合計は2000万円を超える。Xは病気のためにこの10年ほどは働いて収入を得ることができず、貯金も使い果たして困窮し、5年前から生活保護法による保護（生活扶助および医療扶助）を受けている。

Y市は、Xが所有する自宅建物および土地の評価額が非常に高額であり、保護を受けながらこれらを所有することは認められないとして、生活保護の開始時から繰り返し、自宅を売却してより安価な住宅に転居するようXに指導してきた。しかし、Xは、親から相続した大事な家を手放すことはできない、住み慣れた家に住み続けたい、転居すると現在の通院先に通うことが困難になるなどと主張して、売却および転居の指導に従わなかった。

Y市は、生活保護法27条1項に基づく口頭の指示として、速やかに自宅を売却してより安価な住宅に転居するよう、Xに指示した。しかし、Xはこれを拒否した。そこでY市は、同項に基づく書面による指示として、速やかに自宅を売却してより安価な住宅に転居するよう、Xに指示した。しかし、Xはこれに従わなかった。Y市は、Xが書面による指示に従わなかったことを理由として、生活保護法62条3項に基づき、Xに対する保護を廃止する処分を行った。

上記の保護廃止処分に不服があるXは、同処分の取消を求める訴訟を提起したいと考えている。①Y市が行った指導・指示は適法であるか、また、②Y市が行った保護廃止処分は適法であるかの二点を明確にしなさい、Xの請求が認容されるか検討しなさい。

2023年度名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程総合法政専攻
研究者養成コース・応用法政コース [共通一般選抜] 入学試験問題

試 験 科 目	知的財産法
<p>次の問1と問2の両方に解答しなさい。</p> <p>問1 特許権侵害者に対する、通常実施権者による差止・損害賠償請求の可否について、論じなさい。</p> <p>問2 著作権法における設計図の保護について、論じなさい。</p>	

2023年度名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程総合法政専攻
研究者養成コース・応用法政コース〔共通一般選抜〕入学試験問題

試験科目	刑事訴訟法
<p>〔問題〕 【設問1】および【設問2】のいずれについても解答しなさい。</p>	
<p>I 【事例1】を読んで【設問1】に答えなさい。</p>	
<p>【事例1】 覚醒剤取締法違反の罪で既に逮捕状の出ているAとXが千種ホテルに宿泊しており、Xは覚醒剤約100グラムを所持している旨の匿名の通報が千種警察署に寄せられた。警察は、Xは暴力団幹部であり、覚醒剤を取り扱っている旨の情報を得ていたが、通報を受けたのが午前9時45分であり、Xらがホテルを引き払うことが危惧されたため、Xについては何らの令状もとらず、K1、K2ほか6名の警察官が、Aに対する逮捕状を携えて千種ホテルのXらの客室へ臨場した。そのときXとAは同室内で寝ていたが、K1らは、まずAを逮捕状で逮捕し、その場で同人の所持品の捜索を行った。その結果、ズボンのポケットから覚醒剤と注射器を発見したので、覚醒剤所持の現行犯として、さらに同人を逮捕した。その後4名の警察官がAを警察署へ連行したが、K1とK2ほか2名の警察官は同室内に残った。</p> <p>同室において、K1らは、Xの同意を得て紙袋1袋とXの脱いだる衣服を捜索したが、押収物は発見されなかったため、Xの寝ている布団と着ている着衣を捜索しようとしたが、Xは任意の捜索を拒否する態度を示した。K1らは、Xが覚醒剤を隠し持っているとの疑いを強め、10分程度任意提出を説得したが、Xはこれに応じなかった。そこで、K1らは、布団をはぎ、丸くうつ伏せになっているXの両腕あたりをそれぞれ左右から持って引き起こし、正座に近い状態にした。そのとき、K2は、Xの手からシャツの中のお腹の辺へ何か黒いものが落ちるのを認めたため、それをつかみ出した。K1がこれを開いたところ、覚醒剤入りビニール袋2袋と注射器が出てきたため、Xを覚醒剤所持の現行犯として逮捕した。</p>	
<p>【設問1】 Xに対して行った警察官K1およびK2の処分の適否について論じなさい。</p>	
<p>II 【事例2】を読んで【設問2】に答えなさい。</p>	
<p>【事例2】 令和4年8月29日、Xは、千種警察署で取調べを受けた際、内縁の妻Yと共謀の上、拳銃および拳銃火薬類である実包を隠匿所持していたとの被疑事実を否認していたが、翌日、X方における本件拳銃等の捜索差押えを受けて概ね被疑事実を認めるに至った。しかし、8月31日の取調べでは、「本件拳銃等はYが勝手に買ったものだ。そんな危ないものは返せと伝えた」として否認に転じた。他方、Yも取調べにおいて、「自分の一存で拳銃等を購入し、自宅に隠し持っていた」としてXとの共謀関係を否認した。しかし、9月1日、検察官がXに対し、YがXとの共謀関係を自供した旨の虚偽の事実を告げて説得したところ、間もなくXはYとの共謀を認めた。続けて、検察官が、XとYを</p>	

交替させ、Yに対してXが共謀を認めていると告げて説得したところ、YもXとの共謀を認めた。そこで、直ちに調書を作成し、YとXを交替させて、Xに対して再度、Yも共謀を認めているが間違いないかと確認して調書を作成した。

その後、検察官は、Xが勾留されている警察署の警部補Kに対して、もう一度Xを調べ直すよう指示した。同警部補は、「今までの取調べで話したことは気にせず、もう一度話を聞かせてほしい」と告げてXを取り調べた。Xは、以前の検察官による取調べのときと同様に、「内縁の妻Yと共謀して拳銃等を隠し持っていた」旨自白したことから、警部補Kは自白調書を作成した。

【設問2】 警部補Kが作成した自白調書の証拠能力について論じなさい。

2023年度名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程総合法政専攻
研究者養成コース・応用法政コース [共通一般選抜] 入学試験問題

試 験 科 目	法哲学
<p>問題</p> <p>以下に掲げる①②の問題のうち、一つを選択して解答してください（どちらも選択した場合には、0点とする）。解答用紙に選択した番号を記載してから解答すること。</p> <p>① たとえば、「インターネット上のある掲示板では、その掲示板の仕様により、特定の言葉を書き込むことはできない」ことにしよう。この仕様は法と評価することができるのか。日本社会で法とされるものを念頭に置きながら、論述してください。その際、方法論的問題に言及してもよい。</p> <p>② 「リベラリズムは文化の問題に対して中立の態度をとる」という見解がある。この見解を論評してください。</p>	

2023年度名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程総合法政専攻
研究者養成コース・応用法政コース [共通一般選抜] 入学試験問題

試 験 科 目

政 治 学

問1 下記の4つの用語から2つを選び、それぞれ8行程度で説明しなさい。行数は、あくまで目安として考えればよい。

- ① フェミニズム
- ② 社会運動
- ③ 政治体制
- ④ ミニ・パブリックス

問2 下記の3問のうち1問を選び、政治学の学説・理論を踏まえて解答しなさい。解答の際には、選択した問題の番号を必ず記すこと。

- (1) 政治学は国家についての学であるか（または、そうであるべきか）について論じなさい。
- (2) 民主主義の意義について、任意の「非民主主義（民主主義ではないもの）」との対比を踏まえて論じなさい。
- (3) 「差異の政治」をめぐる研究の現状と課題について論じなさい。

試験科目	政治過程論
<p>問1 現代日本の議会政治を分析する際にあなたがもっとも重要であると考える理論／概念を2つ特定し、それぞれの理論／概念について次の質問に答えなさい。</p> <p>① 特定した概念／理論について解説しなさい。</p> <p>② 現代日本における議会政治を分析する際に特定した理論／概念がどのように重要であるのか、また問題があるとしたらどのような問題があるのか説明しなさい。</p> <p>問2 次の質問のうち1問を選択し、解答しなさい。解答の冒頭に必ず問題番号を明記すること。</p> <p>① ダウンズによる投票行動モデルの利点と問題点について、具体的な分析例に触れつつ、論じなさい。</p> <p>② スティーブン・ルークスによる権力概念の3類型のひとつである「3次元権力」は現代政治のダイナミクスを分析する際に有用な概念であると言えるか。あるいは、「観察可能な権力概念を基本とするのが、経験的な政治過程研究にふさわしい態度」（伊藤他『政治過程論』有斐閣、2000年、26頁）であることから使用を避けるべきであるのか。具体的な分析例に触れつつ、論じなさい。</p> <p>③ 日本の政党を分析する際に、「カルテル政党」論は有益な視点を提供するか。具体的な事例に触れつつ、論じなさい。</p>	

2023年度名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程総合法政専攻
研究者養成コース・応用法政コース [共通一般選抜] 入学試験問題

試 験 科 目

西洋政治史

下記の問1・問2の両方に答えなさい。

問1

19世紀以降の議会制度の確立と展開について、イギリス・ドイツ（西ドイツ）・フランスのいずれか一国を取り上げて、論じなさい。

問2

第二次世界大戦以降の福祉国家の発展・変化について、イギリスとドイツ（西ドイツ）を比較し、その共通性や差異の要因にも触れながら論じなさい。

2023年度名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程総合法政専攻
研究者養成コース・応用法政コース [共通一般選抜] 入学試験問題

試 験 科 目

国 際 政 治 学

1. 以下の概念に関わる国際政治学の研究を各 200 字程度で説明しなさい。
 - ① 規範のライフサイクル (norm life cycle)
 - ② レジーム・コンプレックス (regime complexes)
 - ③ ガバナンス・モード (modes of governance)

2. 「リベラル国際秩序の危機」について、自らが最も重要だと考える問いを設定した上で、複数の国際政治理論を踏まえつつ論じなさい。

2023年度名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程総合法政専攻
研究者養成コース・応用法政コース [共通一般選抜] 入学試験問題

試験科目

憲法

次の二つの問いに答えなさい。

- (1) 日本国憲法が保障する平和的生存権の意義について、学説及び判例をふまえて私見を述べなさい。
- (2) K内閣は、新興宗教団体による靈感商法などの反社会的活動が大きな社会問題となっていることに鑑み、以下の内容をもつ「カルト団体規制法案」を国会に提出した。この法案に含まれる憲法問題を指摘した上で、私見を述べなさい。

第1条 この法律は、例えば靈感商法などにより、社会に多大な被害を与えているカルト団体の活動を規制し、もって国民生活の平穩の確保に寄与することを目的とする。

第2条 この法律は、国民の基本的な人権に重大な関係を有するものであるから、国民生活の平穩の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあってはならない。

第3条 この法律において「カルト団体」とは、その活動が次の各号に該当する団体をいう。

- 一 靈感商法など、事実と異なる宣伝をすることにより高額の商品を販売し、消費者に多大な損害を与えること。
- 二 マインドコントロールの手法を用いて、団体の構成員を精神的に支配すること。
- 三 団体の構成員の子その他の児童を強制的に構成員とすること。
- 四 団体内において反社会的な説教をすること。
- 五 有力な政治家と結びつくことにより、公権力への浸透を図ること。
- 六 その他、国民生活の平穩を脅かす反社会的な活動をすること。

第4条 公安審査委員会は、カルト団体が前条各号に掲げる行為を日常的に行っていると認め、に足りる十分な理由があるときは、次の各号に掲げる処分を行うことができる。

- 一 前条各号に掲げる行為を特定して禁止すること。
- 二 当該団体の布教活動又は宣伝活動を禁止すること。

第5条 公安審査委員会は、カルト団体が前条の処分に従わず、又は脱法行為を繰り返すときは、当該団体に対して解散の指定をすることができる。

第6条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施の手續その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

2023年度名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程総合法政専攻
研究者養成コース・応用法政コース [共通一般選抜] 入学試験問題

試験科目	租税法
<p>以下の問題のうち、<u>1問を選択して</u>解答しなさい。解答にあたり、税務六法を参照してもらって結構です。なお、解答前に税務六法が机上にあるかどうかを確認してください。</p> <p>1. 「公共組合である農業共済組合が組合員に対して賦課徴収する共済掛金及び賦課金は租税であるので、憲法 84 条の適用対象になる」。この考え方は正しいか。逆に、共済掛金及び賦課金は租税でないので、憲法 84 条は全く適用されないといえるか。租税のメルクマールを明らかにしながら、理由をつけて答えよ。</p> <p>2. 以下の事実に基づき、後の問いに答えなさい。</p> <p>個人 X の家系は代々大きな A 鮮魚店という個人事業を営んでおり、X はその現在の当主、すなわち個人事業主である（青色事業者）。A 鮮魚店では売れ残った魚につき、加工品などに利用できる場合には加工した上で販売していたが、それでも余った鮮魚については X 及びその家族がそれを食すか、時たま隣家にお裾分けと称してタダであげていた。</p> <p>A 鮮魚店には長年一生懸命勤務し、同店のあらゆることに通暁する B がいたが（それゆえ B は番頭と呼ばれていた）、寄る年波には勝てず、令和 3 年 3 月 31 日をもって、A 鮮魚店を退職することになった。長年の貢献に対する報償として、X は B に対して、現金 500 万円と、A 鮮魚店の事業では使わなくなった甲土地（取得費 3000 万円、時価 5000 万円）を給付することとし、同年 4 月 15 日、前月分の給与の額 30 万円を含む現金 530 万円を（華々しいセレモニーとともに）B に手渡しし、かつ甲土地を B に引き渡し、土地所有権移転登記をすませた。なお、X と B は親族関係にはなく、B の退職に関し X は退職給与引当金勘定（所得税法 54 条）を設けていない。</p> <p>(1) A 鮮魚店で売れ残り、① X 及びその家族が食した鮮魚と、② 隣家にお裾分けした鮮魚について、X の課税上の取扱いを論じよ。</p> <p>(2) 令和 3 年 4 月 15 日に B が受領した現金 530 万円と甲土地につき、B にとっての所得種類及び甲土地の取得費を論じよ。</p> <p>(3) 令和 3 年 4 月 15 日に X が B に譲渡した甲土地につき、X の課税上の取扱いを論じよ。</p>	